

建築・設備工事における熱中症対策に資する費用計上に関する特記仕様書

本工事は、建築・設備工事における熱中症対策に資する費用計上の対象工事であり、受注者が費用計上を希望する場合に適用する。

1 実施方法

熱中症対策に資する費用計上を希望する場合は、以下のとおり実施する。

- (1) 受注者は、「指示、承諾、協議、提出、報告書」により発注者に協議し、承諾を得る。
- (2) 受注者は、熱中症対策の実施内容がわかる資料（実施内容を記した写真等）を提出する。
- (3) 発注者は、受注者から提出された資料を確認し、設計変更を行う。
- (4) 建設現場における熱中症対策事例集が、国土交通省のホームページに掲載されていますので参考にしてください（URL:<https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf>）。

2 実施内容

熱中症対策として別記の項目に加えて以下の（１）～（３）の項目を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更を行う。

なお、費用の積算にあたっては、受注者からの見積価格等を参考として、（１）については直接工事費に計上し、（２）及び（３）については共通仮設費に積み上げ計上する。

- (1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- (2) ドライミスト
- (3) 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置

(別記)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費及び現場管理費等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服 等

3 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないよう、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めない。

ただし、熱中症対策以外を目的として、２（１）～（３）の項目についての技術提案があり採用した場合、その費用は受注者負担とする。

4 工事成績評定での創意工夫の取扱い

2(1)～(3)の対策実施を設計変更の対象とする場合には、これらの実施は工事成績評定において評価(創意工夫)の対象とならない。

5 留意事項

別記の一般的な熱中症対策に関する項目は、必ずしも全項目の実施を必須要件とするものではなく、工事毎の特性に応じた必要な対策を実施する。